

平成 29 年第 5 回佐伯市議会定例会 予算外議案の概要

議案

議案第 131 号

佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正について

佐伯ヘリポート条例を廃止しようとするものである。

佐伯ヘリポートの利用が恒常的に少数であり、当該施設が老朽化した状況下においては、当該施設の運営を維持する必要性が見出し難いため、平成 30 年 3 月 31 日をもって同ヘリポートを廃止する。

(担当課：総務課)

議案第 132 号

佐伯市職員の給与に関する条例等の一部改正について

平成 29 年 10 月 6 日に行われた大分県人事委員会勧告に鑑み、職員及び国民健康保険診療所の医師の給与の改定を行う措置を講じようとするものである。

<主な改正の内容>

(1) 佐伯市職員の給与に関する条例の一部改正

- ① 職員の給料について、平成 29 年 4 月 1 日に遡り、若年層に重点を置いた改定（行政職給料表の改定）を行い、平均 0.14%引き上げる（第 5 条の別表第 1 関係）。
- ② 職員の勤勉手当について、次の表のとおり、平成 29 年 4 月 1 日に遡り支給割合を引き上げる（第 28 条第 2 項第 1 号及び第 2 号関係）。

【勤勉手当の支給割合】

職種	支給区分	改定前 (A)	改定後 (B)	引上割合 (B)－(A)
一般職の職員	6 月期	0.85 月	0.90 月	0.05 月
	12 月期	0.85 月	0.90 月	0.05 月
	計	1.70 月	1.80 月	0.10 月
再任用職員	6 月期	0.400 月	0.425 月	0.025 月
	12 月期	0.400 月	0.425 月	0.025 月
	計	0.800 月	0.850 月	0.050 月

(2) 佐伯市国民健康保険診療所の医師の給与に関する条例の一部改正

国民健康保険診療所の医師の給料について、上記 (1) ①の職員の行政職給料表との均衡を基本に医療職給料表の改定を行う（第 2 条の別表第 1 関係）。

(3) 佐伯市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正

職員の扶養手当（満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子に係る扶養手当に限る。）について、平成 29 年度分に限り、その月額を 500 円引き上げる（附則第 2 項関係）。

（担当課：総務課）

議案第 133 号

佐伯市特別会計条例の一部改正について

現在、一般会計において経理をしている情報ネットワーク施設事業（ケーブルテレビ事業）について、その経理を明確にするため、平成 30 年度から新たに特別会計を設置しようとするものである。

（担当課：情報推進課）

議案第 134 号

佐伯市振興局設置条例の一部改正について

佐伯市蒲江振興局の建て替えに伴い、その位置を変更しようとするものである。
位置については「蒲江大字蒲江浦 3283 番地」から「蒲江大字蒲江浦 373 番地 1」（消防署蒲江分署の隣接地）に改めることとし、移転後の供用開始年月日については平成 30 年 2 月 13 日とする。

<移転後の佐伯市蒲江振興局の概要>

- (1) 敷地面積：2,486.21 m²
- (2) 建物構造：鉄筋コンクリート造 2 階建て
- (3) 延床面積：1,261.31 m²（1 階 666.24 m²、2 階 595.07 m²）
- (4) 庁舎内施設：【1 階】 事務室、会議室、宿直室、給湯室、トイレ、倉庫、更衣室、放送室、相談室、エントランス
【2 階】 会議室（3 室）、書庫、トイレ、機械室、電気室
- (5) 屋外施設：① 来客者駐車場 22 台（うち 1 台分は、身体障がい者仕様）
② 駐輪場 約 10 台

（担当課：管財課）

議案第 135 号

佐伯市情報ネットワーク施設条例の一部改正について

佐伯市蒲江振興局の建て替えに伴い、情報ネットワーク施設のうち現在の蒲江振興局内に置いている「蒲江サブセンター」の位置を変更しようとするものである。

変更後の位置については移転後の蒲江振興局（蒲江大字蒲江浦 373 番地 1）の 2 階（機械室）に置くこととし、供用開始年月日については同振興局の供用開始年月日と同じく平成 30 年 2 月 13 日とする。

（担当課：情報推進課）

議案第 136 号

ふるさとさいき応援基金条例の制定について

ふるさとさいきを応援するために寄附された寄附金(ふるさと納税)を適正に管理し、及び運用するための基金を設置することに関し、新たに条例を制定しようとするものである。

基金の運用方法は、次のとおりとする。

- (1) 寄附金の全額について、受領した年度に基金に積み立てる。
- (2) 積み立てた寄附金は、積み立てた年度の翌年度にその全額を取り崩し、寄附者の意向に沿った事業に充当する。
- (3) 充当する事業は、次の5事業とする。
 - ① 豊かな自然と文化を守り育てるための事業
 - ② さいきのこどもたちを育てるための事業
 - ③ 地場産業を応援するための事業
 - ④ みんなが安心して暮らせるまちを創るための事業
 - ⑤ みんなが元気になり、地域の活力を生むための事業
- (4) 基金の運用状況について、毎年1回、公表することとする。

(担当課：地域振興課)

議案第 137 号

佐伯市営駐車場条例の一部改正について

大手前開発事業用地内に「佐伯市営大手前駐車場」を新たに設置することに伴い、その名称、位置、管理の方法、供用時間、駐車料金等について定めようとするものである。

<佐伯市営大手前駐車場の概要>

- (1) 位 置：佐伯市大手町3丁目138番1
- (2) 構造及び面積：平面駐車場(自走式)、約834㎡
- (3) 管理の方法：市の直営
- (4) 供用時間：24時間
- (5) 駐車手続等：利用者は、自動車の入場の際に駐車券発行機から駐車券の交付を受けて駐車し、出場の際に駐車券を自動精算機に挿入して、駐車料金を現金により納付する。
- (6) 駐車料金：① 1台につき、30分まで無料とする。
 - ② 30分を超える場合は、その超える時間が30分(午後8時から翌日の午前8時までの間は、60分)増すごとに50円加算する。
 - ③ 24時間以内継続して駐車した場合で、駐車料金が1,500円を超えた場合には1,500円とする。
 - ④ 24時間を超えて出場する場合は、24時間分の駐車料金(1,500円)に24時間を超えて出場するまでの間、上記②の加算計算による料金を加算する。

(7) 供用対象：普通自動車（時間貸しのみ）

(8) 駐車可能台数：28台（うち1台分は、身体障がい者仕様）

（担当課：大手前開発推進室）

議案第138号

市道路線の認定及び廃止について

市道路線を認定し、及び廃止することについて、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

(1) 市福所2号線については、県道佐伯蒲江線の改良に伴い、当該県道の一部が大分県から本市に移管されることにより、当該市道の起点を変更する必要があることから、当該市道を一旦廃止し、改めて認定する。

(2) 川井又房線については、県道佐伯蒲江線の改良に伴い、当該県道の一部が大分県から本市に移管されることにより、当該移管される県道の一部を新たに市道として認定する。

(3) 沖松浦線については、当該路線の一部（二又トンネル）を通行止めとすることに伴い、当該路線と当該路線に接する沖松浦2号線を併合するため、当該路線及び沖松浦2号線を一旦廃止し、改めて当該路線を沖松浦線として認定する。

（担当課：用地・管理課）

議案第139号

佐伯市林業集会施設条例の一部改正について

市福所地区林業集会センターを廃止しようとするものである。

平成29年8月14日に、市福所区から市長に対し、当該林業集会センターについて当該地区への無償譲渡を要望する旨の要望書が提出されている。

現在、当該地区に当該林業集会センターを無償譲渡することについて調整中であることから、当該無償譲渡に係る手続を進めるに当たり、当該林業集会センターを廃止し、普通財産に用途変更することとする。

（担当課：農林水産総務課）

議案第140号

佐伯市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

平成30年度から、簡易水道事業を水道事業へ統合することに伴い、水道事業の用に供する水道の地区名、給水区域、給水人口及び1日最大給水量を改めるとともに、関係する条例を改正するほか、条文の整備をしようとするものである。

<主な改正の内容>

(1) 佐伯市水道事業の設置等に関する条例の一部改正

水道事業の給水区域、給水人口及び1日の最大給水量に、統合前の簡易水道事業の給水区域、給水人口及び1日の最大給水量をそれぞれ加える（第2条第2項の別表関係）。

【水道事業の給水人口及び1日最大給水量】

項目	統合前 (A)	統合後 (B)	増加 (B)－(A)
給水人口	53,400 人	78,299 人	24,899 人
1日最大給水量	29,200 m ³	40,714 m ³	11,514 m ³

- (2) 佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正
次に掲げる4条例を廃止する（附則第2項関係）。
- ① 佐伯市簡易水道事業地方債償還基金条例
 - ② 佐伯市簡易水道事業特別会計財政調整基金条例
 - ③ 佐伯市簡易水道事業の設置等に関する条例
 - ④ 佐伯市簡易水道事業給水条例
- (3) 佐伯市行政組織条例の一部改正
市長の権限に属する事務のうち、上下水道部の分掌事務から「簡易水道事業に関すること」を削除する（附則第4項関係）。
- (4) 佐伯市特別会計条例の一部改正
簡易水道事業特別会計を廃止する（附則第5項関係）。
- (5) 佐伯市議会の議決に付すべき特に重要な公の施設の廃止に関する条例の一部改正
その廃止に当たり、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない特に重要な公の施設のうち、「簡易水道施設」を削除する（附則第8項関係）。
- (6) 佐伯市飲料水供給事業の設置等に関する条例の一部改正
飲料水供給事業の管理及び給水に関し必要な事項については、佐伯市簡易水道事業給水条例の規定を準用することとしていたが、当該条例を廃止することに伴い、佐伯市水道事業給水条例の規定を準用することとする（附則第9項関係）。
- (7) 佐伯市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正
水道法の規定に基づく水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準について、簡易水道事業に係るこれらの基準を削除する（附則第10項関係）。

(担当課：営業課)

議案第141号

佐伯市大手前情報発信館の指定管理者の指定について

佐伯市大手前情報発信館の管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

(別冊「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 142 号

佐伯市宇目柳瀬農村体験モデル施設の指定管理者の指定について

佐伯市宇目柳瀬農村体験モデル施設の管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

(別冊「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 143 号

佐伯市鶴見マリンクラブハウスの指定管理者の指定について

佐伯市鶴見マリンクラブハウスの管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

(別冊「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 144 号

佐伯市税特別措置条例の一部改正について

「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」等の一部改正に伴い、地域の成長発展の基盤強化に資する事業の用に供する施設に係る固定資産税の課税免除を行うとともに、規定の整理を行おうとするものである。

<主な改正の内容>

- (1) 「農村地域工業等導入促進法」の一部改正に伴い、工業等導入地区内における固定資産税の課税免除に係る特例を削除する(第4条第2項関係)。
- (2) 「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」の一部改正に伴い、「地域経済牽引事業」のための施設のうち一定の要件を満たすものを促進区域内に設置した事業者について、当該施設に係る固定資産税の課税免除を行った市町村に対して普通交付税による減収補填をするとされたことに鑑み、当該固定資産税について、3年間に限り課税免除する特例を設ける(第6条第1項関係)。

※ 「地域経済牽引事業」とは、地域における産業の集積、観光資源、特産物、技術、人材、情報その他の自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的波及効果を及ぼすことにより、地域における経済活動を牽引する事業をいう。

(担当課：課税課)

議案第 145 号

佐伯市債権管理条例の制定について

本市の金銭の給付を目的とする債権を適正に管理するため、必要な事項を定めることに関し、新たに条例を制定しようとするものである。

<債権管理条例の主な内容>

- (1) 市の債権の適正な管理に係る市長の責務を明確にする(第4条関係)。

- (2) 債権管理に係る事務手続の統一化を図るため、台帳を整備し、及び計画的に債権を徴収するための計画を策定することとする（第5条及び第6条関係）。
- (3) 債権管理に係る事務手続の適正化を図るため、地方自治法施行令に規定されている督促、強制執行等、履行期限の繰上げ、債権の申出等、徴収停止、履行期限の特約等及び免除に係る手続について確認的に規定する（第7条及び第9条から第14条まで関係）。
- (4) 強制徴収公債権の滞納処分等に係る市長の責務について規定する（第8条関係）。
- (5) あらゆる手段を尽くしてもなお徴収の見込みがなく、実質的に徴収不能に陥っている非強制徴収債権について、8項目のいずれかに該当する場合に限り、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができることとする（第15条第1項関係）。
- (6) 上記（5）により債権を放棄したときは、市長は、その内容を議会に報告しなければならないこととする（第15条第2項関係）。

(担当課：収納課)

議案第146号

佐伯市グラウンド等条例の一部改正について

利用者の減少に伴い、佐伯市最勝海グラウンドの夜間照明施設を廃止しようとするものである。

夜間照明施設の廃止に伴い、「午前8時から午後10時まで」としていた当該グラウンドの利用時間を「午前8時から午後5時まで」と変更することとし、当該夜間照明施設に係る使用料の加算額を廃止する。

(担当課：体育保健課)

議案第147号

佐伯市社会福祉センターの指定管理者の指定について

佐伯市社会福祉センターの管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

(別冊「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第148号

よのうづ子どもクラブの指定管理者の指定について

よのうづ子どもクラブの管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

(別冊「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第149号

木立ゆめっ子クラブの指定管理者の指定について

木立ゆめっ子クラブの管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

(別冊「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 150 号

佐伯市弥生地区公民館床木分館ほか 15 分館の指定管理者の指定について

佐伯市弥生地区公民館床木分館ほか 15 分館の管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

(別冊「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 151 号

佐伯市立佐伯図書館及び佐伯市視聴覚センターを併せて管理する指定管理者の指定について

佐伯市立佐伯図書館及び佐伯市視聴覚センターについて、これらの施設を併せて管理する指定管理者を指定しようとするものである。

(別冊「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 152 号

佐伯市蒲江葛原郷土文化保存伝習所の指定管理者の指定について

佐伯市蒲江葛原郷土文化保存伝習所の管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

(別冊「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 153 号

佐伯市蒲江海の資料館の指定管理者の指定について

佐伯市蒲江海の資料館の管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

(別冊「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 154 号

元猿集会所ほか 11 集会所の指定管理者の指定について

元猿集会所ほか 11 集会所の管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

(別冊「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 155 号

佐伯市総合運動公園の指定管理者の指定について

佐伯市総合運動公園の管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

(別冊「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 156 号

佐伯市教育委員会委員の任命について（候補者 岩佐礼子）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、教育委員会の委員は、地方公共団体の長が、議会の同意を得て任命することとされている。

本市の当該委員のうち、谷口久枝（やぐち ひさえ）委員が平成 29 年 10 月 31 日付けで辞職したことに伴い、当該委員の数がその定数に満たなくなったため、岩佐礼子（いわさ れいこ）氏を任命するに当たり、議会の同意を求めるものである。

（担当課：総務課）

専決処分の報告

報告第 26 号

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第 179 条第 1 項本文の規定により、平成 29 年 10 月 30 日付けで専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものである。

事 件 名：佐伯市弥生大字井崎 83 番地 2 付近の県道佐伯弥生線で発生した交通事故に係る損害賠償事件

相 手 方：大分市大字横尾 3625 番地の 1 グランハイツ横尾 E 101 号
遠藤誠二

事件の概要：平成 29 年 2 月 9 日午前 6 時 20 分頃、佐伯市弥生大字井崎 83 番地 2 付近の県道佐伯弥生線において、当該県道敷に設置している地下式消火栓の蓋付枠が外れたことによりできた穴を相手方が所有する自動車が走行したため、当該自動車の底部、左側後輪部及びテールランプを破損した。

和 解 内 容：佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。

賠 償 金 額：142,398 円（保険適用範囲内）

上記金額の内訳	車両修理費	123,498 円
	代車費用	18,900 円

（担当課：消防総務課）

報告第 27 号

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

報告第 26 号と同様の報告である。

平成 29 年 8 月 30 日付けで専決処分したので、議会に報告し、その承認を求めるものである。

事 件 名：佐伯市大字長谷 6401 番 2 付近の農道堅田線で発生した車両破損事故に係る損害賠償事件

相 手 方：佐伯市蒲江大字竹野浦河内 1824 番地 34 木原知子

事件の概要：平成 29 年 7 月 8 日午後 8 時 20 分頃、佐伯市大字長谷 6401 番 2 付近の農道堅田線において、当該農道法面から落石があり、当該落石が当該農

道を走行していた相手方が所有する軽自動車のフロントガラスに直撃し、当該軽自動車のフロントガラス及び前部ワイパーを破損した。

和解内容：佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。

賠償金額：143,337 円（保険適用範囲内）

（車両修理費：143,337 円）

（担当課：農林水産工務課）

報告第 28 号

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

報告第 26 号と同様の報告である。

平成 29 年 11 月 10 日付けで専決処分したので、議会に報告し、その承認を求めるものである。

事件名：佐伯市米水津大字浦代浦 1261 番地 5 の佐伯市米水津スポーツ公園グラウンド付近で発生した車両損傷に係る損害賠償事件

相手方：佐伯市米水津大字浦代浦 1313 番地 1 福原めぐみ

事件の概要：平成 29 年 5 月 9 日午後 2 時 30 分頃、佐伯市米水津大字浦代浦 1261 番地 5 の佐伯市米水津スポーツ公園グラウンドにおいて、佐伯市教育委員会臨時職員が草刈作業中に刈払機で小石をはね、隣接する佐伯市立よのうづ幼稚園の敷地内に駐車中の相手方が所有する自動車の左側前部ドア及び当該ドアの下部付近を損傷し、並びに当該ドアのガラスを破損したためシートカバー、フロアマット、カーナビゲーション装置等の取替え等が生じた。

和解内容：佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。

賠償金額：1,044,966 円（保険適用範囲内）

上記金額の内訳 車両修理費 834,966 円

代車費用 210,000 円

（担当課：体育保健課）

報告事項

第 25 号報告

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

市長の専決処分事項に関する条例本則第 1 号及び第 2 号の事項（1 件 200 万円以内の交通事故の和解及び損害賠償の額の決定）について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものである。

(1) 専決処分日：平成 29 年 10 月 26 日

(2) 事故の場所：佐伯市臼坪 5 番 2 号付近の市道洗出南中線

- (3) 相手方：佐伯市大字鶴望 3970 番地 臼井定美
 - (4) 事故の概要：平成 29 年 8 月 24 日午後 0 時頃、佐伯市臼坪 5 番 2 号付近の市道洗出南中線において、佐伯方面隊城南分団の団員が行方不明者の捜索上運転する市有消防積載車で聴取のため後進していた際、後方確認が不十分であったため、後方で停車中の相手方が所有する軽自動車に接触し、当該軽自動車の前部バンパーを損傷した。
 - (5) 和解内容：佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。
 - (6) 賠償金額：46,870 円（保険適用範囲内）
(車両修理費：46,870 円)
- (担当課：消防総務課)

第 26 号報告

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

第 25 号報告と同様の報告である。

- (1) 専決処分日：平成 29 年 11 月 6 日
 - (2) 事故の場所：佐伯市上浦大字最勝海浦 5388 番地 3 の夏井地区コミュニティセンター敷地内
 - (3) 相手方：佐伯市上浦大字最勝海浦 6014 番地 森崎計治
 - (4) 事故の概要：平成 29 年 9 月 17 日午後 3 時頃、佐伯市上浦大字最勝海浦 5388 番地 3 の夏井地区コミュニティセンター敷地内において、上浦方面隊上浦分団の団員が消防活動上運転する市有消防積載車で後進していた際、後方確認が不十分であったため、後方で駐車中の相手方が所有する自動車に接触し、当該自動車の後部バンパーを損傷した。
 - (5) 和解内容：佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。
 - (6) 賠償金額：56,370 円（保険適用範囲内）
(車両修理費：56,370 円)
- (担当課：消防総務課)

第 27 号報告

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

第 25 号報告と同様の報告である。

- (1) 専決処分日：平成 29 年 9 月 29 日
- (2) 事故の場所：日田市田島 2 丁目 6 番 1 号の日田市役所駐車場
- (3) 相手方：日田市田島 727 番地 3 渡邊隆明
- (4) 事故の概要：平成 29 年 8 月 4 日午前 10 時 40 分頃、日田市田島 2 丁目 6 番

1号の日田市役所駐車場において、佐伯市嘱託職員が職務上、市有自動車を運転し、当該駐車場に駐車しようと後進していたところ、目測を誤り、左側後方に駐車していた相手方が所有する自動車に接触し、当該自動車の右側前部バンパーを損傷した。

(5) 和解内容：佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。

(6) 賠償金額：92,210円（保険適用範囲内）

上記金額の内訳 車両修理費 77,090円

代車費用 15,120円

（担当課：議会事務局）

第28号報告

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

第25号報告と同様の報告である。

(1) 専決処分日：平成29年9月8日

(2) 事故の場所：佐伯市大字長谷4749番地1付近の市道パークウェイ線

(3) 相手方：山口県下関市彦島塩浜町1丁目29番26号 鶴田淳一郎

(4) 事故の概要：平成29年7月25日午後2時20分頃、佐伯市大字長谷4749番地1付近の市道パークウェイ線において、佐伯市職員が職務上、市有自動車を運転していたところ、前方で一時停止をしていた相手方が所有する自動車がすぐに発進すると思い込み当該自動車に近づいたが、発進しなかったため、当該市有自動車を停止しようとブレーキを踏んだが間に合わず接触し、当該自動車の右側後部バンパーを損傷した。

(5) 和解内容：佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。

(6) 賠償金額：171,796円（保険適用範囲内）

上記金額の内訳 車両修理費 128,596円

代車費用 43,200円

（担当課：建設課）

第29号報告

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

第25号報告と同様の報告である。

(1) 専決処分日：平成29年10月24日

(2) 事故の場所：佐伯市中村北町10番20号付近の交差点

(3) 相手方：佐伯市宇目大字重岡584番地3 染矢 龍

(4) 事故の概要：平成29年1月10日午後1時25分頃、佐伯市中村北町10番20号付近の交差点において、佐伯市職員が職務上、市有自動

車を運転していたところ、当該交差点を左折する際、当該交差点の横断歩道を渡ろうとしていた相手方が運転する自転車の前輪に接触し、相手方が転倒し、検査入院した。

(5) 和解内容：佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。

(6) 賠償金額：186,826 円（保険適用範囲内）

上記金額の内訳	検査費	166,926 円
	入院雑費	2,200 円
	通院費	900 円
	慰謝料	16,800 円

(担当課：環境対策課)